

質問への回答②

令和8年度台湾・香港における情報発信事業プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

No.	項 目	内 容
1	仕様書(案)「4 業務内容」(1) 台湾インフルエンサー招聘、(2) 香港インフルエンサー招聘、各招聘事業に共通する特記事項	被招聘インフルエンサーについて、台湾又は香港に居住していること、及び台湾又は香港から小松空港へ渡航することは必須条件でしょうか。
		<回答> 各招聘事業については、原則として現地在住のインフルエンサーを招聘してください。ただし、事業効果の最大化を図るために必要な場合は、その理由及び根拠を示したうえで、現地在住者以外であっても、当該市場において高い影響力を有するインフルエンサーを招聘することを可とします。 定期便の認知度向上及び利用促進の観点から、招聘に当たっては小松空港発着の直行便を利用することを基本としてください。 やむを得ない理由により小松空港発着の定期便を利用しない場合は、その理由を明示するとともに、定期便の利用促進に資する代替のPR方法を提案してください。